

令和7年5月

遊漁規則

日置川漁業協同組合

日置川漁業協同組合
和内共第 20 号第五種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、日置川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する和内共第 20 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご、うなぎ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、友釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 11 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種は、それぞれイ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄に掲げる規模及びエ欄に掲げる人員の範囲内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 規 模	エ 人 員
あゆ	友 釣		一 人
あまご	竿 釣		一 人
うなぎ	竿 釣 手 釣 も ん ど り 延 縄	5 本以内 5 本以内 一本の長さ 30m	一 人

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内でなければならない。

魚種	期間
あゆ	5月26日から11月30日まで
あまご	3月1日から9月30日まで
うなぎ	3月1日から11月30日まで

- 2 あゆ、あまごの遊漁は、日の出から日の入りまでの間とする。
- 3 前2項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁承認証取扱所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域内においては、ウ欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あまご	熊野川支流北の川：露口橋上流端から上流の区域 熊野川：百間谷合流点より上流の区域 熊野川支流百間谷：全域	全期間

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あまご	15 c m
うなぎ	30 c m

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとし、これに消費税を加算する。ただし、女性はあゆ年券4,000円(消費税込み)及びあまご年券3,000円(消費税込み)、肢体不自由者は次の表の額の二分の一に相当する額とする(オンラインシステムによる場合を除く。)。また、18歳以下の者が、年齢を証する証明書(学生証、免許証等)を携帯している時に限り、あゆ友釣及びあまご竿釣について無料とする。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、

1,000 円を加算した額とする（消費税込み）。

魚 種	漁具・漁法	遊漁料	
あゆ	友釣	1 日	3,300 円
		1 年	11,000 円
あまご	竿釣	1 日	2,000 円
		1 年	5,000 円
うなぎ	竿釣、手釣、もんどり、延縄	1 日	2,000 円
		1 年	5,000 円

- 2 遊漁料は、組合事務所（白浜町安居 13）のほか、組合が指定する取扱所又はオンラインシステムにより納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

（遊漁承認証に関する事項）

第 8 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

（1）承認を受けた者の氏名、住所

（2）承認期間

（3）魚種

（4）漁具・漁法

（5）遊漁区域

（6）遊漁料の額

（7）注意事項

- ・遊漁に際しては必ず本証を背中など見えやすい所へ付けるか、本証の電子データを携帯して下さい
- ・監視員の求めには提示のこと
- ・他人に貸与してはならない
- ・紛失しても再交付はしない
- ・遊漁承認証には必ず写真貼付のこと
- ・魚類増養殖保護上必要な法律、規則、制限は遵守して下さい
- ・ダムより放水サイレンが鳴りましたらただちに避難して下さい

（8）発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第 2 項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、オンラインシステムにより遊漁承認証の交付を受けた遊漁者にあつては、遊漁する場合には遊漁承認証の電子データを携帯し、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を表示したスマートフォン等の画面を提示することができる。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

・漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

(4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。